

第13回 第3次千葉市議会運営活性化推進協議会 協議概要

- 1 日 時 令和7年1月31日（金）
午後1時から午後1時37分まで
- 2 会 場 千葉市役所低層棟6階 第1委員会室
- 3 出席者 （委員）石川弘委員長、麻生紀雄副委員長、
須藤博文委員、伊藤隆広委員、宇留間又衛門委員、
中島賢治委員、田畑直子委員、川合隆史委員、
伊藤康平委員、森山和博委員、梶澤洋平委員、
中村公江委員、渡邊惟大委員
（オブザーバー）黒澤和泉議員
（事務局）議会事務局長 他11人
- 4 傍聴者 （報道関係）なし
（一般傍聴者）なし
- 5 協議事項及び協議結果
（1）常任委員会の充実及び定例会日程の見直しについて
＜協議内容＞
「一般質問の通告のあり方」と「一般質問の通告時間」について、委員長から検討用資料の説明が行われたのちに意見を聴取した。
＜主な意見＞
【一般質問の通告項目のあり方】
 - ・通告項目を具体的に記入することについては、先輩議員等から指導を受けてきたが、それが継承されずに通告項目の記載が少し雑になってきている。
 - ・質問内容が重複する場合の対応は、質問議員の考えを尊重すれば良い。【一般質問の通告時間】
 - 「今後も会派持ち時間制を維持すべきか」について
 - ・会派持ち時間制から個人持ち時間制への見直しの検討をしてみてもどうか。
 - ・会派所属議員数に関わらず公平性の保てる個人持ち時間制が良い。
 - ・会派内には、毎定例会ではなく質問内容が溜まった際に、一定の通告時間を用いて質問を行いたいという議員もあり、これに対応出来るのが会派持ち時間制の有効性であり大事にしていきたい。このため、仮に、個人持ち時間制を協議することになった場合、質問を行わなかった議員が翌定例会以降に通告時間の繰り越しができる運用がない限り難しい。
 - ・会派持ち時間制として付与された通告時間を用いて質問を行う義務があると考えており、現状どおりとしたい。

○「議員１人あたりの通告時間は、どの程度が妥当か」について

- ・一般質問の通告時間を１人２０分とすることを主張してきたが、協議会での意見がまとまらないと思われるため会派の自主判断とし、将来的に再度協議を行ってみてはどうか。
- ・一般質問の開催日数５日間に収まる総通告時間１，１００分を質問対象者４６人で割ると、１人２３分の通告時間となることから、この２３分で試行実施してはどうか。
- ・現状の会派持ち時間制は、一般質問の開催日数５日間に収まる仕組みになっており、通告時間の議論だけでなく、議会全体の機能強化を検討していく中で他に拡充すべき事項が生じた際、一般質問に要している時間をそちらにシフトしていく考え方を持つことが必要である。
- ・一般質問の通告時間については、現状の議会機能に新たな内容が加わる場合に検討が必要となるかも知れないが、時間に制限を掛けることは基本的に難しい。
- ・一般質問は議員の権利であるとともに、議会改革に関する協議事項は全会一致の基本理念があり、意見が分かれている状況で拙速に見直しを進める必要はない。

<協議結果>

【一般質問の通告項目のあり方】

- ・議会先例の「質問の要旨は抽象的ではなく、具体的に記入する」ことについて、改めて各会派内で再周知を行い、各議員が議会先例を意識しながら通告項目を記載する対応を求めていくこととされた。

【一般質問の通告時間】

- ・各会派の意見が分かれていたことから、委員意見を正副委員長で整理し本協議会の報告書に掲載し、今後の議会運営活性化に係る協議会へ申し送りすることとされた。

(２) 次回の開催日程について

３月１８日に開催することとした。